

1. 今事務年度のモニタリングについて

- 金融行政の基本的目標として「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」の両立を念頭にモニタリングを行ってきた。モニタリングにおいては、多面的、多層的なヒアリングを重ね、金融機関の姿を客観的かつ総体的に理解しようと努めてきた。
- 経営陣が、いかなる経営理念を掲げ、それをいかなる経営戦略に落としこみ、実施するための態勢を構築し、PDCAを回しながら「将来にわたる健全性を確保」するとともに「金融仲介機能の十分な発揮」を行ってきたか、社外取締役を中心とした取締役会は大きな戦略等の方向性を議論し経営への実効的な規律付けができたか（ガバナンスが機能しているか）、顧客と直接向き合う営業店の支店長や営業職員は経営の考え方を十分に咀嚼し日々の仕事に活かしかけているか、顧客はそういう金融機関をどう評価しているか、地域経済・地域企業を支える様々なステークホルダーの目には金融機関の活動はどう映っているかなどを把握しようと努めてきた。
- モニタリングの具体的な手法として、先入観や偏見を排し、ファクトに基づく「対話」を心がける。「対話」による気づきを金融機関と行政の双方が得ることによって次の一手を共有し、その実行を促していきたい。
- 今事務年度には、オン・オフを含め、多数の金融機関に対してモニタリングを実施してきたが、ファクトの分析は十分であったか、財務局と金融庁の情報共有はしっかりできたか、課題を絞り込んだ上で継続的なモニタリングができたか、毎回同じような内容の議論を繰り返すにとどまっていなかったか、「対話」がいつの間にか「説得」「説教」に変質してしまっていないかなど、様々な反省点がある。
- 他方、これまでのオン・オフのモニタリングで、手ごたえを感じたケースもある。
 - ・集中的なトップとの対話を通じて、問題意識や危機感が共有で

き、有価証券の含み損の早期処理や配当の見直しなどの抜本的な経営改革にトップ主導で動き始めた事例。

- ・ 財務局で進めてきた対話を金融庁が引き継ぐ形でモニタリングを実施。経営トップだけでなく社外取締役とも対話を行い、トップの明確な考えに対し、その実現を社外取締役がサポートしているすぐれたガバナンスの実態を把握。再び継続的な対話のバトンを財務局に戻すことができた事例。
- ・ 事前のファクト分析により、メイン先比率が当行が認識していたよりも高いことが判明。ファクトに基づく対話により、非メイン先中心に考えていた当行がメイン先に対する具体的戦略を真剣に考える契機になった事例。
- ・ 過度にリスクテイクを行っている印象があり、過去、健全性を重視した見立てをしていたが、経営トップとの対話や取引企業からの評価など、金融仲介の面で地元において着実に結果を出しつつあることを認識。今後、財務局と協働で継続的な対話を行い、健全性の観点からのポートフォリオの改善と金融仲介の具体的な実践をバランスをとって把握していく方針とした事例。
- ・ コア業純の低下から収益性を問題視することが多かったが、経営トップの考える地元地域の考え方や他行との競争戦略には合理性があり理解できるものであるため、財務局と協働で金融仲介の取り組み状況を対話によりフォローしていく方針とした事例。
- ・ 同一グループで双方が異なる金融仲介の考え方を掲げていたため、両行経営トップを集中的に続けて対話。グループとして合理的に整理できていなかった方針の整合性を図る検討が開始された事例。
- ・ 対話を繰り返しても経営トップの具体的な方針が見えないまま。このままでは改善が見込めないと判断し、社外取締役や社内キーマンとの対話を通じて、経営トップの意識を周囲から変えてもらうと判断した事例。
- ・ オンサイト予告を行っていたが、事前に同地域の金融機関や保証協会を含めてヒアリングを行った結果を再度見直したところ、経営トップの方針、リスクテイクの考え方が明確であり、立ち入りを行うまでのリスクはないとの判断に至った事例。

以上、オンオフ一体の、対話を通じたモニタリングの実践は道半ば

と認識しているので、金融機関からの意見も踏まえ、品質の向上を図っていきたい。

2. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 4月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」を改訂した。
- 改訂したガイドラインでは、全ての顧客のリスクを評価したうえで「継続的な顧客管理」を行っていくことを求めている。FATF 対日審査も見据え、その実施に向けた取組みを着実に進めていきたい。
- 当庁としても、金融機関等のリスクに応じたモニタリングを引き続き行っていく。

3. リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（インターネット調査結果分析の中間報告）

- リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査を、インターネット及び郵送により実施。先行してインターネット調査の分析結果を公表（4月9日）。
- 本調査の質問項目を併せて公表。各金融機関において活用いただき、当方の調査結果との比較分析等を通じ、「顧客本位の業務運営」が、どの程度営業現場に浸透・定着しているか、確認されることを期待。

4. 早期警戒制度の見直しについて

- 将来の一定期間に、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、「持続可能な収益性」や「将来にわたる健全性」について改善が必要と認められる銀行に対して、早め早めの経営改善を促すため、4月3日（水）、早期警戒制度に係る監督指針の改正案を公表。

- 改正のポイントは以下のとおり。
 - ・より早期の対応を可能とするため、足下の実態よりも、将来の収益に着目
 - ・収益だけでなく、様々な事象のシミュレーションを踏まえ、将来の自己資本の見通しも勘案
 - ・着目する指標や将来を見通す際の着眼点（地域経済の見通し、実施予定の施策の効果、減損等の追加コストの可能性等）を明示

- 当庁としても、早め早めの経営改善のために、経営トップを中心に、地域金融機関の皆様としっかりと対話・モニタリングを行ってまいりたい。また、画一的な指標のモニタリングにとどまらず、金融仲介の確立に向けた経営方針やその実行など、総合的に金融機関と対話し、どのような経営改善を図っていくのか確認していきたい。

5. 金融仲介の取組みに係る地域関係者の声の還元について

- 地域生産性向上支援チームは、その活動の一環として、東北地域において、地域経済・企業の実態把握を行っている。その中で把握した地域の声に基づくと、当庁としては、金融仲介における課題に関する仮説として、以下の4つがあるのではないかと考えている。
 - ・金融仲介機能の発揮が組織内でノルマ化
 - ・企業にとって金融機関は交渉相手（金融機関が相談に踏み込みきれていない）
 - ・企業と金融機関との間での対話の深度が不足
 - ・金融機関は創業支援の取組みに対し待ちの姿勢

- こうした金融仲介の課題に関する仮説等も踏まえ、当庁としても、引き続き、より深度ある実態把握に取り組み、金融機関との対話に活用していきたいと考えている。

6. 経営者保証ガイドラインの取組みについて

- 4月11日（木）、ガイドラインの活用促進が金融機関に与えるメリットやデメリット等について、地域銀行に実施したアンケート調査結

果を公表した。

- ガイドラインを活用促進した際のメリットとして、「顧客との信頼関係の強化」、「職員の目利き能力の向上」、「顧客の円滑な事業承継」に繋がったとの回答が多い。
- 経営者保証からの回収率は1%未満の場合が多く、回収を前提とした保全としての役割よりも、経営者の規律付けの役割を経営者保証に期待していることが窺える。
- ガイドラインの活用を促進した際のデメリットとして、「経営者の規律付けの低下」に繋がるとの回答が多い一方、「企業の財務内容の悪化」に繋がるとの回答は非常に少ない。

7. 外国人の受入れ拡大への対応について

- 本年1月に、当庁より全銀協に対し、外国人の円滑な口座開設や多言語対応の充実、また、在留カードによる本人確認等の手続きの明確化やガイドライン・規定の整備を要請しており、各行において体制整備や取組の周知徹底をお願いする。今後、各行の取組状況をフォローアップしていく。
- 4月12日、外国人の預貯金口座・送金利用について、外国人の受入れに関わる方向けの留意事項をまとめたパンフレットを公表した。皆様からも外国人の受け入れに関わる取引先企業に対してパンフレットについての情報を提供し、外国人への適切なサポートを行っていただけるようご協力をお願いします。
- また、全銀協作成の顧客向け説明資料（13言語）等の活用により、外国人の金融サービス利用における利便性向上や、犯罪への関与の防止に一層取組んでいただくようお願いする。

8. 改元・10連休対応について

- これまでも、改元・10連休対応については、皆様にアンケート調査

や実際の対応の強化など様々なお願いを繰り返してきたが、引き続き、

- ・ 10 連休に係る特別の相談態勢を構築すること、
- ・ 中小企業・小規模事業者に対して、電話・訪問等で個別に能動的に資金繰り等に関する周知・注意喚起を図ること、
- ・ 当該周知・注意喚起にあたっては、支払い・入金期日の移動等に起因する必要資金の手当て、連休中の現金仕入れのための必要資金の手当て、釣り銭等の営業に必要な紙幣硬貨の準備等も含めて対応すること、
- ・ 決済期日の変更等に起因する一時的な資金需要には原則として応じること

について徹底していただきたい。

- また、ATMについても、ATMに補填が必要となる現金残高についてのアラーム水準の引上げ、補填のための準備現金量の増加や速やかな現金の補填等を通常以上に徹底するなど、稼働に万全を期すよう、願います。
- さらに、システム面についても、10 連休に伴い取引量等が変動することも踏まえた上で、十分なテストを実施するほか、コンティンジェンシープランが10 連休に即した事象を想定したものとなっているか十分に検討すること、また、改元に当たって必要な改修・テストの実施等についても万全を期すことについて徹底していただくよう改めて願います。
- 平成から令和への改元に伴う今回の10 連休については、社会が混乱することなく国民の皆様が有意義に時間を過ごせることが大変重要。金融機関はそうした中で、きわめて重要な役割を担います。各頭取方におかれては、決して手を緩めることなく、万全の経営に尽くしていただくようお願いしたい。

9. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

- 政府においては、4月1日に「改元に伴う元号による年表示の取扱

いについて」の申合せを行っており、今後、当庁においても、本申合せに基づき事務を行うこととなるので、ご承知置きいただきたい。

(以上)